

情報通信審議会 電気通信事業政策部会（第12回）議事録

第1 日時 平成22年9月28日（火） 14時00分～14時41分

於、総務省8階第1特別会議室

第2 出席委員（敬称略）

東海 幹夫（部会長）、辻 正次（部会長代理）、斎藤 聖美、酒井 善則、
新町 敏行、高橋 伸子

（以上6名）

第3 出席臨時委員（敬称略）

根岸 哲

第4 出席した関係職員

(1) 総合通信基盤局

原口 亮介（電気通信事業部長）、前川 正文（総合通信基盤局総務課長）、
古市 裕久（事業政策課長）、二宮 清治（料金サービス課長）、
吉田 正彦（料金サービス課企画官）

(2) 事務局

白川 政憲（情報通信国際戦略局情報通信政策課管理室長）

第5 議題

長期増分費用方式に基づく接続料の平成23年度以降の算定の在り方について【平成22年4月27日付 諮問第1212号】

開 会

○東海部会長　　ちょうど定刻でございますので、ただいまから第12回の情報通信審議会電気通信事業政策部会を開催いたします。

本日は、委員及び臨時委員7名中全員がご出席でございますので、定足数を満たしております。

なお、会議は公開で行っております。

議 題

長期増分費用方式に基づく接続料の平成23年度以降の算定の在り方について【平成22年4月27日付 諮問第1212号】

○東海部会長　　それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めてまいりたいと思います。本日の議題は、1件でございます。

諮問第1212号「長期増分費用方式に基づく接続料の平成23年度以降の算定の在り方」について審議をいたします。本件については、7月27日開催の当部会におきまして、決定をいたしました答申（案）を8月30日までの間、意見招請に付しまして、接続政策委員会で検討してまいりました。そこで、接続政策委員会の主査である私から委員会での検討結果の概要についてご報告をさせていただいて、詳細については後ほど総務省の方から説明していただきたいと思っております。

それでは、私から長期増分費用方式に基づく接続料の平成23年度以降の算定の在り方につきまして、これまで接続政策委員会において調査、審議を行った結果の概要についてご報告をいたします。

本件につきましては、今年の4月27日に総務大臣より諮問を受けたものでございます。その後、5月から7月にかけて接続政策委員会を6回開催いたしまして、精力的に調査、審議を行ってまいりましたが、その際報告書を取りまとめたところでございます。

そして、先ほど申し上げたとおり、今年の7月27日に開催されました電気通信事業政策部会での審議を踏まえまして、この報告書が答申（案）として取りまとめられたと

ころでございます。

この答申（案）について7月27日から8月30日までの間、意見募集が行われました。その結果7社からの意見提出がございました。その後再び委員会におきましてさらに調査、検討を行いまして、委員会としての考え方の整理を行ったところでございます。

結果、お手元にお配りしています資料12-1、これが答申（案）でございますけれども、字句等の修正をいたしました答申（案）を今お示ししているところでございます。また、資料12-2には意見及びそれに対する委員会で取りまとめた考え方を資料として添付をしているところでございます。

これらの詳細につきまして、総務省の方から少し細かいところも含めてご説明をいただきたいと思っております。

○吉田料金サービス課企画官　それでは、説明させていただきます。

まず7月27日にまとめられました本答申（案）につきましては、東海先生からお話もありましたように、7月27日から8月30日までの間ということで、意見募集を行っております。その結果、九州通信ネットワーク、KDD I、NTT東日本、NTT西日本、ソフトバンクグループの3社連名の意見、それからイー・アクセス、イー・モバイル連名の意見、フュージョン・コミュニケーションズの計7件の意見が提出されました。

この寄せられた意見を項目別に整理し、それについての考え方の案を付した資料が、資料12-2でございます。

それではまず、資料12-2の方からご説明をさせていただきたいと思っております。めぐりまして1枚目でございます。この資料12-2には、答申案の章立てにしたがって意見を並べ、それに即して考え方を付しております。

意見1といたしまして、改良モデルの適用期間内であっても、市場環境の変化を踏まえて、PSTN接続料の算定方式の抜本的な見直しに向けた検討を速やかに開始すべきとの意見がございました。

これに対しましては、答申（案）に示したとおり、今後「光の道」構想の具体化が進められるとともに、PSTNのコア網のIP化等に関する具体的展望等について、NTT東西から概括的展望が公表される予定であることから、これらの動向やIP網への移行の進展状況等を踏まえつつ、今後の環境変化に対応した接続料算定の在り方について、必要に応じ、適時適切に検討を進めていくことが適当であるとの意見の案を示していま

す。

次に、意見2といたしまして、PSTNからIP網への移行に応じて、PSTN接続料の算定の在り方について、柔軟な見直しを適時適切に行うべきとの意見がございました。

これにつきましては、考え方2といたしまして、答申（案）に示したとおり、IP網への移行の進展状況等を踏まえつつ、今後の環境変化に対応した接続料算定の在り方について必要に応じ、適時適切に検討を進めていくことが適当である。また、今後のPSTNを取り巻く環境の変化等を踏まえ、現行の長期増分費用方式を見直す場合には、ヒアリングにおいて事業者から提案がなされた新たな算定方式等を含め、十分な期間を設け詳細な検討を行う必要があるとしています。

次に第1章、平成23年度以降の接続料算定方式に係る意見でございます。意見3といたしまして、より実態に即した改良モデルを23年度以降の接続料算定に採用することに賛同ということで、これについては賛同のご意見として承るとしています。

次に意見4といたしまして、今後もLRIC費用と実際費用の比較を行い、継続的に分析を行って改良モデルの改修を進めるべき。また、環境変化を踏まえ、算定方式の見直しに向けた検討を速やかに開始すべきとの意見がございました。

これに対しましては、考え方4といたしまして、答申（案）に示したとおり、今後もLRIC費用と実際費用の比較を続けていくとともに、必要に応じて分析等を行った上で改善すべき点があれば、長期増分費用モデルを適時適切に改修することが適当であるとしておりまして、なお、この算定方式の抜本的な見直しに向けた検討を速やかに開始すべきとのご意見については、考え方1と同じとしています。

めぐりまして、4ページ目にまいります。意見5といたしまして、固定電話サービスにおいて、長期増分費用方式の前提が既に現実の事業環境にそぐわないものとなっているため、長期増分費用方式を早急に廃止し、速やかに実際費用方式（実績原価）に見直すべきとの意見がございました。

これに対しましては、考え方5といたしまして、長期増分費用方式は、客観的なモデルに基づきコスト算定を行う方式であり、既存事業者の実際ネットワークに内在している非効率性を排除することにつながっているなど、接続料算定における透明性や公正性の確保に大きく貢献してきているものと認められる。また、今後もなお一定の意義を持ち続けるものと考えられる。ヒアリング等においても、ボトルネック事業者の非効率性

を排除し、接続料算定の透明性を担保する方式として有効であることなどから、その維持を望む意見も多く、また現時点では、これに代わり得る適切な方式は見当たらない。

以上のことから、平成23年度から24年度までの接続料の算定方式としては、引き続き長期増分費用方式を用いることとし、その原価の算定には改良モデルを適用することが適当であるとしています。

次に、意見6といたしまして、提案を行った新たな算定方式の適用の是非を含め、PSTNの接続料算定方式の見直しについて、早急に検討を開始すべきとの意見がございました。

これに対しましては、考え方6といたしまして、答申（案）に示したとおり、今後のPSTNを取り巻く環境の変化等を踏まえ、現行の長期増分費用方式を見直す場合には、ヒアリングにおいて事業者から提案がなされた新たな算定方式等を含め、十分な期間を設け詳細な検討を行う必要があるとしております。なお、算定方式の見直しについて早急に検討を開始すべきのご意見については、考え方1と同じとしています。

次に、意見7といたしまして、IP網をベースとした新たな長期増分費用モデルを速やかに構築し、平成24年度から適用すべき。また、平成23年度については改良モデルの入力値にIP電話トラヒックを加える方式とすべきとの意見がございました。

これにつきましては、考え方7といたしまして、答申（案）に示したとおり、IP網をベースとした長期増分費用モデルによる算定方式については、具体的なモデルの構成やロジック等に関する提案はなく、またIP網が持つ特徴に起因する諸課題は十分に解決されているとは言えないことから、現時点で精緻なIPモデルを直ちに構築することは困難であると考えられる。ただし、IP電話の利用番号数が加入電話契約者数の約半数にも達し、今後加入電話からIP電話への需要の移行がますます進んでいくと予想される中、IPモデルの構築については、引き続き諸外国の動向やIP網に関する技術の成熟度等を注視しつつ、十分な期間を設け詳細な検討を行う必要があると考えられる。

また、PSTNとは設備構成が異なるIP電話の需要をPSTNの需要とみなして接続料を算定することは、原価に基づいて算定を行うという現行の接続料算定の原則に必ずしも則っているとは言いが、今後のPSTNを取り巻く環境の変化等を踏まえ、現行の長期増分費用方式を見直す場合には、ヒアリングにおいて事業者から提案がなされた新たな算定方式等を含め、十分な期間を設け詳細な検討を行う必要があるとしています。

続きまして、意見8でございます。PSTNとIP網を合算した接続料算定方式の検討に当たっては、加入電話とIP電話の設備構成やコスト構造の違いを踏まえ、算定対象とする設備やコストの範囲等について慎重に検討すべきとの意見がございました。

これにつきましては、考え方8といたしまして、答申（案）に示したとおり、今後のPSTNを取り巻く環境の変化等を踏まえ、現行の長期増分費用方式を見直す場合には、ヒアリングにおいて、事業者から提案がなされた新たな算定方式等を含め、十分な期間を設け詳細な検討を行う必要があるとしております。

また、PSTNとIP電話の加重平均での接続料算定を行う方式については、ヒアリングにおいて、実際費用方式を前提に算定することは可能性としてあり得るとの意見も示されたが、その場合にはPSTNとIP電話の設備構成やコスト構造の違いを踏まえて、算定対象とする設備やコストの範囲等について、十分な期間を設け詳細な検討を行う必要があるとしています。

続きまして第2章、NTSコストの扱いに係る意見でございます。まず意見9といたしまして、き線点RT-GC間伝送路コストについて、引き続き接続料原価に算入することとする答申（案）の内容に賛同との意見がございました。

それから意見10でございますけれども、き線点RT-GC間伝送路コストは他のNTSコストと同様、原則として基本料で回収すべき。当該コストの扱いについては、ユニバーサルサービス制度の見直しの中で検討し、その結果を速やかに反映すべきとの意見がございました。

これにつきましては、考え方10としていますが、答申（案）に示したとおり、平成23年度以降のき線点RT-GC間伝送路コストの扱いについては、利用者負担軽減の観点から、当分の間、従量制接続料の原価にその100%を算入することもやむを得ないと考えられる。しかしながら、当該コストは、NTSコストとして基本料の費用範囲の中で回収することが原則であり、当該コストの接続料原価への算入は利用者負担の抑制を図る観点からユニバーサルサービス制度の補てん対象額の算定方法を当分の間変更することに起因するものである。当該コストの扱いについては、ユニバーサルサービス制度の在り方と密接に関係していることから、ユニバーサルサービス制度の見直しの動向やその結論等を踏まえて、所要の見直しを適時適切に検討することが適当であるとしています。

めぐりまして9ページ、第3章の接続料算定に用いる入力値の扱いに係る意見でござ

います。意見11といたしまして、接続料算定に用いる入力値について現行どおりとすることが適当とする答申（案）の考え方に賛同との意見がございました。

続きまして意見12ですが、今後PSTNからIP電話への需要の移行を踏まえて、接続料算定方式を見直す場合には、入力値の扱いについても併せて再検討すべきとの意見がございました。これにつきまして、考え方12でございますが、IP網への移行の進展状況等を踏まえつつ、今後の環境変化に対応した接続料算定の在り方について、必要に応じ、適時適切に検討を進めていくことが適当であるが、その際には、接続料算定に用いる入力値の扱いも含めて検討することが適当であるとしています。

続きまして意見13です。平成23年度の接続料算定方式に改良モデルを用いるに当たっては、入力値として、PSTNトラヒックに加えPSTNから移行したIP電話トラヒック分も加えるべきとの意見がございました。これについての考え方は、考え方7と同じという形にしています。

続きまして意見14です。コストを適切に回収する観点等から、接続料算定には適用年度を予測した通信量を用いるべきとの意見がございました。これにつきましては、考え方14といたしまして、答申（案）に示したとおり、接続料算定に用いる通信量については、通信量の減少傾向が継続すると見込まれることを前提とすれば、計測・予測期間が適用年度から乖離するほど、NTT東西の接続料収入が過小評価となる可能性も大きくなる。しかしながら、予見性確保等の観点から適用年度開始前に接続料を設定することが適当であり、また、適用年度開始前に実績値を把握することは不可能であることを考慮すれば、可能な限り適用年度に近く、信頼性のある予測通信量を採用することが適当である。こうした点を踏まえ、予測通信量として3つの方法を比較検討した結果、最も信頼性が高いと考えられる「前年度下期と当年度上期を通年化した通信量」を引き続き採用することが適当であることは、答申（案）に示した通りであるとしています。

続きまして、第4章、接続料における東西格差に係る意見でございます。まず意見15といたしまして、これまでと同様に東西均一接続料を採用することが適当とする答申（案）の考え方に賛同との意見がございました。

また、意見16といたしまして、東西均一接続料を継続する場合には、現行の東西交付金制度の継続等が必要との意見がございました。これにつきましては、考え方16といたしまして、現行の東西交付金制度の扱いについては、今後総務省において検討し、必要に応じて措置されるべき事項であるとしています。

一方、意見17といたしまして、東西別接続料の導入について検討すべきとの意見がございました。これに対する考え方17でございますが、接続料規則における接続料原価算定の原則やNTT東西を別々の地域会社として設立した経緯からすれば、ご意見のとおり、本来的には、東西別に接続料を設定することが適当である。他方、答申（案）に示したとおり、改良モデルを適用することによって、NTT東西間の接続料格差に与える影響はほとんど見受けられず、依然として東西格差が20%以上に達していること、平成19年9月20付情報通信審議会答申「平成20年度以降の接続料算定の在り方について」において考慮した接続料の東西格差に係る社会的要請や、東西別接続料の設定による公正競争上の影響等についても、この数年間に大きな環境の変化があるとは認められないことなどを勘案すれば、これまでと同様、東西均一接続料を採用することが適当である。

なお、NGNによるIP電話（IGS機能）において東西別接続料が設定されていることにかんがみれば、現在、長期増分費用方式により接続料算定を行っている固定電話に比して、ある程度IP電話が普及した段階においては、社会的コンセンサスに十分配慮しつつ、東西別接続料の導入について検討する必要があるとしています。

次に、第5章、改良モデルを用いた算定方式の適用期間に係る意見でございます。意見18といたしまして、改良モデルを用いた算定方式の適用期間を2年間とする答申（案）の考え方に賛同との意見がございました。

次に意見19といたしまして、本来、実際費用方式を適用すべきであるが、長期増分費用モデルを適用するとした場合には、改良モデルの適用期間については、従来どおり複数年度の適用が適当であるとの意見がございました。

これにつきましては、考え方19といたしまして、答申（案）に示したとおり、改良モデルを用いた算定方式の適用期間は、モデルを取り巻く環境変化等を踏まえ、平成23年度から平成24年度までの2年間とすることが適当であるとしています。なお、本来、実際費用方式を適用すべきとのご意見については、考え方5のとおりとしています。

次に、意見20といたしまして、平成24年度以降、改良モデルが市場の実態に即さない可能性があるため、改良モデルを用いた接続料算定方式の適用期間は平成23年度の1年間とすべきとの意見がございました。

これに対する考え方20でございますが、答申（案）に示したとおり、制度の安定性を確保する観点や、接続事業者における事業運営の中期的な展望・予見性の確保の観点

からは、算定方式の頻繁な変更は必ずしも好ましくない。また、今後、PSTNを取り巻く環境変化等に適切に対応した算定方式を検討するためには、改良モデルの評価や新たな算定方式の検討等に十分な期間が必要となるものと考えられることから、改良モデルを用いた算定方式の適用期間を1年間とすることは必ずしも適当でない。

こうした点を踏まえ、改良モデルを用いた算定方式の適用期間は、モデルを取り巻く環境変化等を踏まえ、平成23年度から平成24年度までの2年間とすることが適当であるとしております。ただし、といたしまして、電気通信分野を取り巻く環境は、今後一層急激に変化していくことも見込まれるため、適用期間内に現行の算定方式の前提が大きく変化することが明確になった場合には、固定電話市場における環境変化を適切に見極めた上で、今回提案された新たな算定方式を含む接続料算定の在り方について、適時に見直しに向けた検討を行うことが適当であることは答申（案）に示したとおりであるとしています。

続きまして意見21でございます。改良モデルの適用期間内であっても、市場環境の変化を踏まえ、PSTN接続料の算定方式の抜本的な見直しに向けた検討を速やかに開始すべきとの意見でございます。これについての考え方21は考え方1のとおりとしています。

最後の第6章、次期見直しに向けた課題に係る意見でございます。意見22といたしまして、PSTNを取り巻く環境の方向性がある程度明確になった場合には、接続料算定の在り方について改めて検討することが適当とする答申（案）の考え方に賛同との意見がございました。

また、意見23といたしまして、算定方式の見直しに向けた検討を速やかに開始すべき。また、新たな算定方式の適用については、改良モデル適用期間後である必要はなく、適宜行っていくべきとの意見がございました。これについて、検討を速やかに開始すべきのご意見については、考え方1のとおりとした上で、他方、答申（案）に示したとおり、改良モデルを用いた算定方式の適用期間は平成23年度から平成24年度までの2年間とすることが適当であるが、電気通信分野を取り巻く環境は今後一層急激に変化していくことも見込まれるため、適用期間内に現行の算定方式の前提が大きく変化することが明確になった場合には、固定電話市場における環境変化を適切に見極めた上で、今回提案された新たな算定方式を含む接続料算定の在り方について、適時に見直しに向けた検討を行うことが適当であるとしています。

続きまして、18ページの意見24でございます。答申後直ちにIPモデルの検討を開始し、平成24年度には当該モデルによる接続料を適用すべき。平成23年度接続料については、PSTN定常を適用して算定すべきとの意見でございまして、これについての考え方は、考え方7のとおりとしています。

19ページでございます。意見25としまして、NTT東西は、メタルケーブルの撤去計画も含めたIP網への移行計画について、必要な情報を早期かつ積極的に開示すべきとの意見がございました。これにつきまして、考え方25といたしまして、NTT東西は、PSTNからIP網への移行について概括的展望を公表することとしているが、今後接続料算定の在り方に係る検討を行う場合にはPSTNからの具体的移行展望等が示されることが必要であるため、NTT東西は、必要な情報の早期かつ積極的な開示を行うことが適当であるとしています。

意見26でございますが、ドライカップ等のレガシー系サービスの接続料算定の在り方について、早期に見直しを行うべきとの意見がございました。これにつきまして、考え方26ですが、ドライカップ接続料等のレガシー系接続料については、平成22年度のヒストリカル接続料の認可に当たり、情報通信行政・郵政行政審議会において審議がなされ、平成22年2月22日付同審議会答申において、答申(案)に示したとおり要望が取りまとめられている。総務省においては、当該要望を受け、NTT東西に対して行政指導(要請)を行ったところであるが、その実行性等を確保する観点から、レガシー系接続料の算定の在り方について必要に応じ引き続き検討を行うことが適当であるとしています。

以上の寄せられた意見及び考え方を踏まえまして、答申(案)、資料12-1でございますが、これにつきましての説明は前回7月27日の審議会ですべてさせていただいておりますので、本日はそれ以降、接続政策委員会等の審議の中で変更になった部分を紹介させていただきます。

まず、23ページでございます。ここにつきましては、読みやすく、より意味をわかりやすくすべきという観点から、文言の修正を行っています。

続きまして30ページでございます。30ページの、ウのユニバーサルサービス制度の見直しの動向に関してでございますが、ここにつきましては、7月の段階ではまだユニバーサルサービス制度の在り方についての検討が始まっておりませんでしたけれども、この検討が開始されたということで、それに伴う文言の修正を行っています。

続きまして40ページでございまして、図表18の中で数字に誤植がございました。申し訳ございません。これについて修正を行っています。

続きまして42ページでございます。この最後のパラの文言でございますが、これは接続政策委員会の中で、より趣旨をわかりやすく明確にするために修文を行った方がいいのではないかというご意見がございまして、このような形で修正をさせていただいています。

続きまして44ページでございます。これも先ほどと同様の修正でございます。それから最後、45ページの一番下の注でございますが、ここにつきましても誤植がございましたので修正をさせていただいています。

以上、答申（案）の修正点についてでございます。

○東海部会長　ありがとうございます。ただいまお聞きいただきましたように、7月27日にこの部会におきまして、答申（案）をご決定いただきまして、その後ご意見を頂戴したところでございますが、そのご意見につきまして、そしてまたその接続政策委員会での考え方の整理についてご説明をいただいたところでございます。

結果、今ご説明を受けてご理解いただけたかと思えますけれども、答申（案）から今日の段階までの変更点は、基本的には字句の修正程度ということで、結論として、23年度、24年度につきましては長期増分費用方式に基づく接続料算定方式を用いるということ、ただし前回の答申と異なりまして、諸環境を考慮いたしまして適用期間を2年間とするといったようなことの基本線は前回審議いただいた答申（案）と変わっていないところでございます。どうぞご質問、ご意見を頂戴したいと思います。どうぞ。

○斎藤委員　この案に関してではないのですが、現状は、結局妥協に妥協を重ねていつているような、現実からどんどん遊離していくような気がいたします。これから何年かしてどういうふうに電気通信の世界が発展していくのか、まだ予見できないところではあります。コストを考えるだけではなくて、抜本的な制度の改革の可能性などもあわせて考えていかなければいけないんだろうと思います。

例えば、基金をつかってその基金で運営して、収益を上げるとか、何か、全く違う考え方の可能性はあるんだと思うんです。そういうことを考える機関というのはどこでしょうか。そしてその試みというのは既に行われつつあるのでしょうか。

○東海部会長　非常に大きな変革を求められるお考え方をベースにしたご発言だったと承りましたけれども、それに対して私がお答えできるかどうかわかりませんが、

やはり事業者の方々から、基本的には現在のその接続料算定方式では大きな問題点があるといったようなご指摘から、当然のことながら我々の情報通信審議会、具体的にはこの電気通信事業政策部会が接続料に関してはいろいろ議論するところだろうと思っておりますので、そこにご諮問があればそういったことについて前向きに検討しなければならないということだろうかと考えております。

しかもそれは、今般のいろいろな議論の過程で出てきた意識の共有化というのは、一つは総務省が非常に「光の道」構想に対して力を入れて、ブロードバンド化社会を目指すということを本年度において表明されておられるという事実、それからNTTが、やはり従来型の経営方針から少し、大きく転換をしていかなければならないという事業展望について、今後NTTの方向性が具体化してくるといったようなこと。そういった事態を踏まえておそらく、これはおそらくですけれども、総務大臣の方から何らかの方向性についての諮問があるのではないかと推測をしているところでございます。

ただ、我々も待つだけということではなくて、この度の答申（案）は従来と少し違っているところがございます。それは、1つは事業者からはこのLRIC方式、現在すぐに変えなきゃならないというご意見ではないわけですがけれども、例えばKDDIさんから、それからソフトバンクさんから、そのLRIC方式でない形、遠く離れた方式ではないんですけれども、例えばIP化の動向を加味した形で接続料を算定する方向性へ少し持ち込めないだろうかというような、具体的なお提案をいただいています。

そういうようなことも接続政策委員会等でも大変関心を持って議論をさせていただきまして、ただ、今すぐじゃあ23年来年度からそれをとすることに踏み切るだけのところ、段階にはいっていないという結論をこの中に書いてございまして、従来型と少し違うところ、従来そうであったかどうかということは評価は別にいたしまして、今回の大きな違いというのは少し前に開いた形で、新しい展開や可能性があるような形で、開いた形で文言を修正したり調整したりしてきたという事実はございます。

したがって、斎藤委員のような少し、非常に広い発想の転換、改革、変革に至るところの議論が近い将来すぐにあるだろうと言われると、それはなかなかまだまだブロードバンド化に対しての勢いが我々にとって見てとれないところがございます。まだ、今ここで議論しているところの固定電話網の利用というのは、それを上回っているわけですので、そのあたりの事情というのをもう少し見極めていきながら、それらの展開を少しずつ、少しずつ進めていくと。斎藤委員から見れば牛の歩みに見えるかもし

れませんけれども、そんなことを私は感じているところでございますが、他の委員で何か補足していただければと思います。

○辻部会長代理　それでは、1点よろしいでしょうか。今、東海部会長のお話ですべて網羅していると思いますが、しかしながら事態の進展は早く、やはりPSTNトラヒックの減少は依然として続きますし、IP電話がどうもこの2年くらいの間でPSTNを越えるような感じがします。そうしますと今のPSTNだけで計算していることはそもそも成り立たなくなるような気がします。2年というのは長いようで短く、やはり接続政策委員会等で精力的にヒアリング等が出てきたIP定常とかあるいはPSTN定常といった両方をミックスするような考え方で具体的な提案を審議していただけると有難いと個人的に思っております。

○東海部会長　他にいかがですか。どうぞ。

○酒井委員　よろしいですか。私も先ほどの斎藤委員のご質問はもっともなところがあると思うんですが、やっぱり今の接続料金というのは結局コストに基づいてということで、非常にフェアといえばフェアなんですが、コストに基づいて計算すると、そうすれば非常にフェアであろうということから来ていると思うんですが、電話の場合とはもかくとして、これだけ発展途上にあるIP化が広がっているところで本当に適正なコストが出せるかどうかというのは結構難しいなという気がしております、何らかの形でコストじゃないフェアなメジャーがあるんだろうかと。難しいかもしれませんがそういうものがあるとすると、むしろその方がやりやすい、実際的なかと思っております、ただ同時にコストじゃないものというのは何かフェアさが難しいので、このところをどうしたらいいのかというところで、このあたりを何か新しい考え方を出していくべきなんじゃないかなとは思っております。

○東海部会長　ありがとうございます。他にいかがでしょうか。どうぞ高橋委員。

○高橋委員　接続制度、接続料の算定方式の在り方の答申も回を重ねて足かけ15年、非常に分厚いものになったなと感じました。私自身は直近のこの3分の1、5年程度しか関わっていないんですけども、その中でいろいろなジレンマを感じながら来たのが、「光の道」構想もあり、まさに今、風雲急を告げていると思っております。ですので私はどちらかという大きな変革、ブレイクスルーという斎藤委員と同じような考え方を持っております。

答申の原案そのものには賛成ではございますけれども、その中の表現にあります「十

分な期間を設け、詳細な検討」とか「必要に応じて適時適切」、まさにそのとおりではあるんですけども、そこにやはり迅速、効率であるとかそういう尺度が必要で、今までオープン、フェアですね、透明性、公正性というところに非常に配慮してきたと思うんですけども、今後は効率性であるとか着手の迅速性であるとかそういうところを見ていかなければいけないのだなと感じております。

したがいまして、東海先生、辻先生、リーダーのイニシアチブに大いに期待しておりますので、我々にもハッパをかけていただいで進めていただけるとありがたいと思っております。

- 東海部会長　他にいかがでしょう。この審議会、部会で今のようなご発言が出てくること自体が非常に私は結構なことだと思っておりますので、どうぞ行政の方もそういう方向性に対して意識が非常に高まっているんだということについて、ご認識を高めていると思いますけれども、そのしかるべき、「適時適切」というのがよく出てきますけれども、そういった形で前向きに検討していただくことを期待したいと思っております。もしその他ご質問、ご意見等がございませんようでしたら、資料の12-1の答申（案）といたしましたものの（案）をとらせていただいで、これを答申とさせていただきますと思いますが、いかがでございましょうか。

（「異議なし」の声あり）

- 東海部会長　よろしゅうございましょうか。実は資料12-3が1枚紙でございしますが、これが答申書でございします。平成22年4月27日付諮問第1212号をもって諮問された「長期増分費用方式に基づく接続料の平成23年度以降の算定の在り方」について、審議の結果、別添のとおり答申する。別添とはこの資料12-1の（案）を取ったものであるということでございます。

このように答申をさせていただきました。ただいまの答申につきまして、総務省から今後の行政上の措置について、ご説明を伺うということとなっているようでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

- 原口電気通信事業部長　電気通信事業部長の原口でございます。この度の「長期増分費用方式に基づく接続料の平成23年度以降の算定の在り方」についての答申につきましては、東海部会長様をはじめ電気通信事業政策部会の各委員の皆様におかれまして、本年4月の諮問以降非常に精力的にご議論いただき、本日こうして答申をおまとめいただきましたことについて、心より御礼を申し上げます。

本日の答申を受け、総務省といたしましても、関係省令の整備、具体的には接続料規則の一部改正でございますが、それを速やかに進める所存でございます。また、当答申で次期見直しに向けた課題として取りまとめていただきましたとおり、また本日これだけいろいろご議論いただきましたとおりでございますけれども、PSTNからIP網への移行の進展等を踏まえつつ、今後の環境変化に対応した接続料算定の在り方について、これを適切に検討を進めてまいりたいと思っておりますので、委員の皆様方におかれましては、引き続きご指導をよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○東海部会長　ありがとうございました。どうぞ総務省におかれましても、しかるべき措置を速やかにお進めいただきたくお願い申し上げたいと思います。以上で本日の審議は終了でございますが、委員の皆様から何かございますでしょうか。

○新町委員　一つよろしいですか。全体的なことなんですけれども、情報通信審議会に関わってくるすべての問題とか政策の問題は、先ほどからも言われているように、「光の道」構想がベースにあるわけですね、方向性として。それで一般国民として見れば、「光の道」構想はいかなるものであって、国家国民に対してどういうメリットがあるんだろうかということが、必ずしも十分に理解されていないんじゃないかと思うんです。これを十分に理解、周知していくことというのが大変大きな問題であり、課題であり、必要不可欠なことだと思いますので、その辺をひとつよろしくお願いしたいと思えます。

○東海部会長　大変大事なご指摘でございます。この電気通信事業政策部会におきましても、今日の接続料問題に加え、次にユニバーサルサービス制度の問題についてのいろいろな方向付けも検討しなければならないということとなっております。その際における「光の道」構想という問題についてはぜひとも我々にご説明いただくということだけでなく、国民の方々皆さんがしっかりとこれを知り得るという体制を行政においておとりいただくようお願いしたいと思っております。何かお話ございますか。

○原口電気通信事業部長　現在議論中ではございますけれども、節目、節目の段階におきまして、おっしゃるような点について、配意してやっていきたいと思っております。

閉　　会

- 東海部会長 ありがとうございました。事務局から何かございましょうか。どうぞ。
- 白川管理室長 事務局からご連絡を申し上げます。引き続きこの場所におきまして、
情報通信行政・郵政行政審議会の電気通信事業部会が開催される予定でございますので、
所属委員の皆様におきましては引き続きこの場におとどまりいただきますようお願いを
申し上げます。
- 東海部会長 ありがとうございます。終了でございます。